

報告第 5 号

平成 24 年度川崎市港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越額の報告について

地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、平成 24 年度川崎市港湾整備事業特別会計の繰越明許費繰越額について次のとおり報告する。

平成 25 年 6 月 3 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

平成24年度 川崎市港湾整備

1 地方自治法第213条第1項の規定による繰越額

款	項	事業名	金額
港湾整備 1 事業費			円
	1運営費	港湾計画事業	25,439,000
	2整備費	東扇島コンテナ事業	52,343,000
		東扇島施設事業	224,000,000
合 計			301,782,000

事業特別会計繰越明許費繰越計算書

翌年度 繰越額	左の財源内訳				
	既収入 特定財源	未収入特定財源			繰入金
		国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円
23,355,575	23,355,575	-	-	-	-
45,766,993	45,766,993	-	-	-	-
154,262,625	129,552,625	24,710,000	-	-	-
223,385,193	198,675,193	24,710,000	-	-	-